

マニフェスト等による輸入申告・予備審査制の見直し

(令和8年4月実施)

【Q & A】

令和8年3月

関税局業務課

目次

(問1) どのような目的で利用制限を行うのですか。.....	- 1 -
(問2) マニフェスト申告・予備審査制が利用制限されるのはどのような場合ですか。.....	- 1 -
(問3) 申告内容の誤り等は、通関業者の過失・故意によるものに限られるのでしょうか。..	- 2 -
(問4) 「内容に誤りがある申告が継続して行われている」と判断される頻度や期間に基準はあるのでしょうか。.....	- 2 -
(問5) マニフェスト申告の利用が制限された場合、同時に予備審査制も利用制限となりますか。また、逆に予備審査制の利用が制限された場合、同時にマニフェスト申告も利用制限となりますか。.....	- 2 -
(問6) 利用制限の対象は航空貨物のみでしょうか。.....	- 2 -
(問7) 利用制限の対象はNACCSを利用した申告（システム申告）のみでしょうか。....	- 2 -
(問8) 利用制限は全ての税関に対する輸入申告が対象となりますか。.....	- 2 -
(問9) 利用制限は全ての通関業者が対象となりますか。.....	- 2 -
(問10) AEO通関業者が利用制限の対象とならないのはなぜですか。.....	- 2 -
(問11) 仮にAEO通関業者のマニフェスト申告・予備審査制の利用において不適正な輸入申告が見られた場合、税関はどうするのですか。.....	- 3 -
(問12) 利用制限を判断する対象となる申告内容の誤り等には、輸入許可後に判明したものも含まれますか。.....	- 3 -
(問13) 利用を認めない対応（利用の停止）がとられるまでの流れを教えてください。....	- 3 -
(問14) マニフェスト申告・予備審査制の利用が認められる（利用の再開）ためにはどうすべきですか。利用の再開が認められるまでの期間はどれくらいですか。.....	- 3 -
(問15) 利用停止前に行ったマニフェスト申告・予備申告はどうなりますか。.....	- 4 -
(問16) 利用停止期間中に、誤ってマニフェスト申告・予備申告を行った場合はどうなりますか。.....	- 4 -
(問17) マニフェスト申告・予備審査制が利用制限となった場合、通関業法上の処分の対象となり得ますか。また、新規の営業所の許可申請に係る処分に影響しますか。.....	- 4 -
(問18) マニフェスト申告・予備審査制が利用できないことにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。.....	- 4 -

（問１）どのような目的で利用制限を行うのですか。

- 財務省・税関は、これまで貿易の円滑化を推進する観点から、通関における簡便な手続と円滑な処理の実現に取り組んできましたが、近年は、越境電子商取引の拡大に伴い、個人向けの通信販売貨物を中心として輸入件数が増加するなど、税関を取り巻く環境が大きく変化しています。
- こうした中、一部の通関業者によるマニフェスト等による輸入申告（以下「マニフェスト申告」という。）・予備審査制の利用において、知的財産侵害物品等の混入や、輸入者名・品名・価格等を偽って申告することによる関税・消費税等のほ脱、輸入に関する関税関係法令以外の法令（以下「輸入関係他法令」という。）に係る輸入規制逃れといった不正事案が発生しています。このため税関は、迅速な通関の実現のみならず、今まで以上に厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があります。
- 上記のような輸入通関を取り巻く環境の変化に対応するため、不適正な輸入申告を繰り返す通関業者に対し、適正に輸入申告を行えることを確認できるまでの間、その利用を認めない対応（利用制限）を行うこととしました。

（問２）マニフェスト申告・予備審査制が利用制限されるのはどのような場合ですか。

- 税関が、内容に誤りがある申告が継続して行われていることを確認した場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合です。これらの要件に該当する不正な事案には、以下のようなものがあります。

（共通）

- 仕出人名、輸入者名、品名、数量、価格等を誤った申告が多い。
- 知的財産侵害物品の混入が多い。
- 申告内容の誤りが急激に増加している。
- 申告内容の誤りが申告件数に比して多い状態が継続している。
- 短期間で多くの申告撤回が行われている。
- 税関からの申告内容に関する問合せに対して長期間回答がない等、適切な対応がされない。

（マニフェスト申告）

- マニフェスト申告の利用条件に該当しない貨物の混入が多い。

（予備審査制）

- 輸入の許可を受ける前に貨物を搬出した。
- 輸入関係他法令の許可・承認等に係る書類やその他必要な添付書類が輸入申告・許可の時までに提出又は提示されないことが多い。

- また、「生ずるおそれがある」とは、たとえば、軽微な内容の誤りであっても、それが繰り返されることにより、重大な誤りに繋がりがかねないと判断される場合を言います。

(問3) 申告内容の誤り等は、通関業者の過失・故意によるものに限られるのでしょうか。

- 通関業者の過失・故意によるものだけでなく、通関業者と仕出人等との委託状況の不備に起因するような双方の責任によるものも含まれます。
- 適正な輸入申告が行われるためには、通関業者が輸出入者等に対して必要な指導・助言を行うことが重要であり、通関業者の過失・故意ではないことのみを理由に利用制限の対象外とすることは、適当でないと考えています。

(問4) 「内容に誤りがある申告が継続して行われている」と判断される頻度や期間に基準はあるのでしょうか。

- 事案に応じて判断を行うため、具体的な基準は設けていません。

(問5) マニフェスト申告の利用が制限された場合、同時に予備審査制も利用制限となりますか。また、逆に予備審査制の利用が制限された場合、同時にマニフェスト申告も利用制限となりますか。

- 利用制限については、マニフェスト申告・予備審査制それぞれ個別に判断しますが、事案の内容によっては同時に利用が制限される場合もあります。

(問6) 利用制限の対象は航空貨物のみでしょうか。

- マニフェスト申告は、一部の航空貨物に限って利用可能であるため、利用制限の対象は、航空貨物のみです。なお、利用制限の対象には輸入ドキュメント通関申告も含まれます。
- 予備審査制は、海上貨物・航空貨物いずれも利用制限の対象となります。

(問7) 利用制限の対象はNACCSを利用した申告(システム申告)のみでしょうか。

- システム申告のほかマニュアル申告も対象となります。なお、輸出申告は対象とはなりません。

(問8) 利用制限は全ての税関に対する輸入申告が対象となりますか。

- 全ての税関に対する輸入申告が対象となります。

(問9) 利用制限は全ての通関業者が対象となりますか。

- AEO通関業者(認定通関業者)を除く全ての通関業者が対象となります。
- また、利用制限は営業所単位ではなく、事業者単位で行います。

(問10) AEO通関業者が利用制限の対象とならないのはなぜですか。

- A E O通関業者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者として税関が認定した者であり、適正な通関手続の実施が期待できるためです。

(問 1 1) 仮にA E O通関業者のマニフェスト申告・予備審査制の利用において不適正な輸入申告が見られた場合、税関はどうするのですか。

- A E O通関業者に対しては、関税法第79条の2の規定に基づく改善措置の求め等により対応します。

(問 1 2) 利用制限を判断する対象となる申告内容の誤り等には、輸入許可後に判明したのも含まれますか。

- 輸入許可後に判明した申告内容の誤り等であっても、税関の審査・検査時に判明したものと同様に、利用制限を判断する要因となります。前提として、通関業者は情報を正しく入手し、適正な輸入申告を行う必要があるためです。
- なお、申告内容の誤り等について自ら申し出を行い、是正を行った場合には、利用制限の判断に際し、一定程度考慮します。

(問 1 3) 利用を認めない対応（利用の停止）がとられるまでの流れを教えてください。

- マニフェスト申告・予備審査制の利用停止となる要件に該当した場合、税関から業務の改善を求めたうえで、その結果に応じ、利用停止の判断を行います。
- 具体的には、まず税関から通関業者に対して、通関業務の改善を求めるための指導を書面により行います。この際、当該通関業者に対して通関業務の改善策に関する書面の提出を求めます。
- この改善策に関する書面の提出がない場合や、改善策が十分ではなく実効性のある内容ではない場合、改善策に沿った通関業務の改善が認められない場合には、当該通関手続の利用を認めないという判断がなされます。
- ただし、停止要件に該当した業務が故意に行われたと認められる場合は、直ちに利用停止となります。

(問 1 4) マニフェスト申告・予備審査制の利用が認められる（利用の再開）ためにはどうすべきですか。利用の再開が認められるまでの期間はどれくらいですか。

- 利用停止を判断する端緒となった事案の再発防止に向けて、適切に改善策が講じられ、税関が適正な輸入申告が可能と判断した場合は、利用の再開を認めることとなります。
- 利用再開が認められるまでの期間は、利用停止を判断する端緒となった事案により異なります。

(問15) 利用停止前に行ったマニフェスト申告・予備申告はどうなりますか。

- 利用停止前に行ったマニフェスト申告・予備申告については、利用停止の対象とならず、申告の撤回・取下げを行う必要はありません。

(問16) 利用停止期間中に、誤ってマニフェスト申告・予備申告を行った場合はどうなりますか。

- 利用停止期間中のマニフェスト申告・予備申告は認められないため、システム申告の場合は、申告の撤回・取下げを行う必要があります。また、マニュアル申告の場合はその場で書類を返却します。

(問17) マニフェスト申告・予備審査制が利用制限となった場合、通関業法上の処分の対象となり得ますか。また、新規の営業所の許可申請に係る処分に影響しますか。

- マニフェスト申告・予備審査制の利用制限と通関業法上の処分は、それぞれ個別に判断されることとなります。

(問18) マニフェスト申告・予備審査制が利用できないことにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。

- マニフェスト申告は、一般申告より申告項目の少ない簡便な通関手続です。また、予備審査制は、貨物が日本に到着する前や輸入関係他法令に係る許可・承認等を取得する前に、あらかじめ税関における書類審査や審査区分（税関検査の要否）の通知を受けられるというメリットがあります。
- このように、各手続は貨物の迅速な引取りの実現に寄与しており、これらが利用できなくなることは一定の影響があると考えられます。利用制限につながるような申告を行わず、引き続き適正な業務運営に努めていただくようお願いします。